

議題 1

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた平成 25 年 9 月定例府議会提出に係る次の議案について、異議がない旨を回答したことを承認する。

平成 25 年 10 月 25 日

大阪府教育委員会

(事件議決案)

大阪府立交野支援学校四條畷校における物損事故に係る損害賠償請求事件の反訴の提起の件

[根拠規定]

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

(事務の専決及び代決)

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第七条 (略)

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

件名	概要
大阪府立交野支援学校四條畷校における物損事故に係る損害賠償請求事件の反訴の提起の件	平成 25 年 7 月 5 日、府立交野支援学校四條畷校において発生した観光バスと門扉の接触事故について、門扉が動いてバスに接触したとして、バスの修理に要する費用等の損害賠償を求める訴訟を提起されたところであるが、府としては止まっていた門扉にバスが接触したものと考えられることから、門扉の修理に要する費用について損害賠償を求めるべく反訴することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により府議会の議決を得るもの。

第 号議案

大阪府立交野支援学校四條畷校における物損事故に係る損害賠償請求事件の反訴の提起の件
北海道札幌市清田区に所在する北海道バス株式会社を相手方とする大阪府立交野支援学校四條畷校における物損
事故に係る損害賠償請求事件について反訴を提起する。

平成25年 月 日

大阪府知事 松 井 一 郎

(提 案 理 由)

本議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会に提案するものである。